

子ども・被災者支援法案(旧子どもと妊婦を守る法案)成立！

本日、6月21日(木)、ついに「子ども・被災者支援法案(子どもと妊婦を守る法案)」が成立しました！

私も、衆議院の本会議を傍聴し、この法案が可決され、成立する時を見とどけました。

3・11以降、子どもや妊婦を放射能被害から守るために、私に何ができるかを考え続けました。昨年8月からは、東京大学アイソトープ研究所の児玉龍彦教授の助言を得て、放射能被害から子どもと妊婦を守る法案の成立に向けた取り組みがスタート。各党の議員の方々への法案説明に奔走し、また食品の放射能検査機器の視察、さらに現地の人々のお話を伺うために福島にもおもむきました。

それから、野党間で協議の末に各党の案を合体させ、今年3月29日(木)に東日本大震災復興特別委員会にて、趣旨説明。しかし、その時は民主党案(東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案)と、参議院全7野党案(平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律・案)の2つの案が、同日に主旨説明がおこなわれることとなりました。

その後、2ヶ月以上にわたる野党と与党の協議の末、与野党案を合体。子ども・被災者支援法(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律・案)となりました。その様子は東洋経済にも取り上げられました。

やっとできた最終案が参議院の東日本大震災復興特別委員会(6月14日)で審議・可決され、参議院本会議(6月15日)の可決をもって参院を通過しました。今度は、衆議院の東日本大震災復興特別委員会(6月19日)で審議・可決。そして、とうとう本日の衆議院本会議にて「子ども・被災者支援法案(子どもと妊婦を守る法案)」が成立しました。

一刻も早く、子どもと妊婦さんたちを放射能被害から守りたい。その一心でこの法案に取り組み続けてきましたが、各党の党内の協議、そして政党間の協議、さらに与野党の協議があり、最後に与党と政府の協議があり、こんなにも法案の成立に時間がかかってしまいました。

これでやっと外部被曝・内部被曝による健康被害についての医療費減免や、食の安全確保等の支援を行う根拠が国にできました。しかし、子ども・被災者支援法案を機能させるには、全国で立ち上がりだしたお母さん達を始めとする市民の皆様や地方の首長達、超党派の議員など、立場を超えた連携が不可欠です。

今後も、子どもたちを守るために一緒にがんばりましょう！いのちが最優先される社会の実現のため全力を尽くします。

○柿澤委員 本法案は、もともと、みんなの党の川田龍平参議院議員が、東大アイソトープ研究所の児玉龍彦先生などと連携して作り上げた、去年の夏の議員立法、子どもと妊婦を守る法案が、ある種のプロトタイプともなっています。

それが今、かなりの時間と紆余曲折は経ましたものの、超党派の議員立法として成立しようとしているのは、その画期的な内容も含め、大変感慨深いものがあります。挙証責任の問題や、あるいはあらゆる選択をした人への等しい支援が行われるのかどうか、この法案の実効が上がるか、あるいは言葉だけのものになってしまうか、そういう意味では、政府の履行監視が非常に必要なものでもあるというふうに思っております。

まず、質問としてお尋ねをしたいと思いますのは、政府の福島の方々に対する姿勢の問題であります。野田総理は、大飯原発の再稼働について、六月八日に記者会見されました。この記者会見での野田総理の言葉が福島の方々にすこぶる評判が悪いというふうに思います。

いつも福島の現状を伝えてくれるラジオ福島の大和田新アナウンサー、私はメールのやりとりをいつもしていますが、このときにメールをいただきました。こう書いてありました。私たち福島県民は原発で日常の生活を奪われた、野田総理が守るべき国民の中には福島県民は除かれているらしい、福島県民は川で溺れている、それを国も東電も橋の上から見ているにすぎない、吹き飛んだ建屋の前に立って、本当に原発事故が収束したのか、安全とは何かを考えてほしい、こういうことを大和田アナウンサーはメールで送ってこられました。

そして、これは福島ではありませんが、滋賀県の嘉田知事、野田総理の会見について、東電福島原発事故の記憶が残る中で、多くの皆さんが再起動に複雑な気持ちを持たれていることはよくよく理解できます、

こう言ったことについて、記憶は過去に言及する言葉だ、福島の事故を過去に追いやっている、こういうふう

に述べております。国民生活を守る、この記者会見の言葉に福島県民は入っていないのではないか、福島の人たちは国民じゃないのか、野田総理の言葉はそのように受けとめられていると思うんです。これが実はまさに、この議員立法が必要だというふうに考えられた理由ではないか。つまりは、政府は、福島のこと、福島の人々のこと、子供たちのこと、妊婦のことを本当に考えているのか、この部分に本当に大きな疑問がある、こういう状況なんだろうと思います。

その意味で、平野復興大臣にお伺いをしたいと思うんですけれども、この大飯原発再稼働の判断に当たっての野田総理の記者会見の発言内容を、福島復興再生に当たる担当大臣としてどのように感じているか、評価をしているか、お伺いしたいと思います。

○平野(達)国務大臣 大飯原発の再稼働につきましては、いろいろな要素を勘案しての総合的な判断、ぎりぎりの判断だったというふうに私は理解をしております。

その一方で、福島の再生それから原発事故の事故処理、これをしっかりやらなくちゃならないということについては、総理は常々これは申されていることでもありますし、私がさまざまな機会をとって官邸に説明に行くときも、そのことは繰り返し総理から強い指示を受けております。

そういう福島を、例えば福島県民のことを忘れたとか、そういうことは決してないということをはっきり申し上げられるのではないかとこのように思います。

○柿澤委員 平野大臣のお立場ではそう言わざるを得ないのかもしれない。しかし、今の御答弁を聞けば、

やはり、私たちの気持ちが本当に政府に届いているのかな、通じているのかな、感じてもらっているのかな、こういうふうに思われてしまうのではないかと思います。

恐らく、今回の議員立法を提出された参法発議者の皆さんは全く違う考えをお持ちなのではないかと思えます。この点、ぜひお伺いをしたいと思います。

○川田参議院議員 まず、質問の答弁の前に、この法案を成立させるに当たって、この作成に当たって、私と、社民党の阿部知子議員、そして各党の、ここにおられます谷委員、それから田嶋委員初め、自民党、民主党それから公明党、あらゆる政党の、全党の共同提案によってこの法案を提出することができました。これまで御協力いただいた皆様に本当に感謝申し上げます。

そして、私としては、今回のこの野田総理大臣の再稼働会見につきましては、全くもって無責任きわまりないというふうに感じております。

これは、福島原発事故の収束が全くしておらず、そして、この法案もつくりましたけれども、やはり、この事故の検証も全くもってとられていないという中で、国会において原発事故の検証のための委員会までつくっているにもかかわらず、今回のこの再稼働の会見というのは拙速であり、福島原発事故の検証からの対策がとられていないだけではなくて、福島原発以前の安全対策についてもしっかりととられていないこの大飯原発というのは、免震重要棟もない、それから避難経路も確保できていない状況の中で再稼働を判断するというのは全くもって拙速だというふうに感じております。

海外からも注目されている中で信用も低下につながるものですし、国民の生活を守るためとおっしゃっていますが、福島の方たちが一体どんな状況に今置かれているのか。泣く泣く住みなれた土地を離れなければならなかった方たちや失意のうちにみずから命を奪われた方たち、家族が離れ離れになり、健康上の不安や将来の不安からも、子供たちも心のケアが

必要になり、これから健康被害が今もって起きていることを考えると、このような普通の感覚、人間の考えとして、このような心のない会見のような発言というのは到底できないだろうと思えます。

人間らしい豊かな生活というのであれば、まずは福島の、そして福島だけではなく、全国の人たちのことも考えて発言をしなければいけなかったと思えます。

○柿澤委員 期せずして拍手が起きておりますが、この答弁は、もちろん、民主党の提出者の谷岡参議院議員も関与されて、そして議論をされて、こういう答弁になったんだろうと思えますので、そういう意味では大変重い御答弁をいただいたというふうにも思えます。

話をかえますが、平野復興大臣、先日、浪江の馬場町長とお会いされて、除染のモデル事業の報告として、一定時間を超えて洗浄を続けても効果は限定的である、こういう実験結果を示されたということであります。いわゆる除染の限界というものをはっきり見えてきたというふうに思えます。

しかし、これは、私が去年、チェルノブイリの視察を受けて、既に十月の科技特で細野大臣に指摘をしていたものです。チェルノブイリは、大量の軍隊と巨額の費用を投じて三十キロ圏内の除染を試みたけれども断念をした、福島では可能なのかと。そのときに細野大臣は一体何と答えたか。日本社会の粘り強さを考えればチャレンジすべきだ、こう答えていたんですね。これは一種の精神論です。

平野復興大臣は、新技術の研究をする、こういうことも先日おっしゃられたというんですけれども、モデル事業だけでも百十八億円を投じて、本格除染には何兆円かかるかわからない。このような除染の限界のある中で、このまま既定の路線のとおり進んでいかれるのか、この点、お伺いをしたいと思います。

○平野(達)国務大臣 私は、浪江町長だけではなく、富岡町長、川内村長さんにも同じ説明を申し上げておりますが、二つのことを説明しております。

まず一点目は、モデル事業でありますけれども、大熊町を初め八町村でモデル事業をやっています。

この中で起きたことはどうかといいますと、確かに効果はあります。効果はありますが、まず放射線量が高いところで下がる率、これは高いです。しかし、もともと放射線が低いところで除染事業を実施しますと、その下がる率は下がってきます。

これは、ちなみに、モデル事業につきましては、庭の除草、表土剥ぎ、屋根、壁の拭き取り等でございます。これは人海戦術でやっています。人海戦術で丁寧に行っています。

ですから、ここで何を言いたいかといいますと、放射線が低い地域の中でこういう作業をやったとしても、低減率は落ちてくるということです。

あともう一点は、柿澤委員から御指摘いただいたように、これはアスファルト舗装のところで行った実験でございます。同じものをずっとやり続けても低減率は途中のところからフラットになってしまう、こういう実態があるということでありまして、これは、まさに私は、効果はあるけれども一定の限界があるということだと思います。

これからどのような除染をするかということにつきましては、この実態を踏まえまして、しかし確かに効果はございますから、この効果のある除染についてはできるだけしっかりやっていくということが基本だというふうに思っております。

○柿澤委員 私がこのお尋ねをした上で何を申し上げたいかという、先ほど来るお話が出ていますが、昨年末に低線量被曝の健康リスクに関するワーキングチームの報告書が出て、二十ミリシーベルト未満は人が住めるということになったわけです。それで、避難区域の再編が行われて、二十ミリシーベルト未満は避難指示解除準備区域として、除染しながら帰還を進める、こういう話になったわけです。

これは、チェルノブイリに比較して格段に高い放射線量の地域に、除染をするからという理由で、なるべく帰ってくださいと住民の帰還を促していく、こういう危

険性のある話だというふうに思うんですよ。

二十ミリシーベルト未満は人が住める、こういう政府の基本認識があるわけですが、今回の議員立法を提案した方々は、この政府の基本認識についてどういうふうに考えておられるのか、ぜひ伺いをしたいと思います。

○川田参議院議員 この第二条第三項で内部被曝について言及しておりますが、これは、外部被曝による影響と内部被曝による影響の双方をあわせて考慮する必要があるためです。

外部被曝という言葉ばかりが語られる中で、あえて内部被曝という言葉がこの条文に盛り込ませていただいたのは、それよりもこの内部被曝という概念をしっかり皆さんに知っていただいて、体の中に取り入れた放射性物質によって放射線の影響を体が受けていくということは外部被曝とは全く違った影響を体を与えていくものであるということからも、どの法にも明記されていない内部被曝という言葉をあえてここで使わせていただくことが重要だと考えています。

食品の全量検査を目指すことを野党案では当初目指しておりましたが、これは最初から全量検査というのは難しいところもありますので、しっかりとこれをスケジュール立てして、しっかりと検査機器の開発などもすることによって、食品の全量検査、全品検査ができるような体制をこれからも時間をかけてしっかりとやっていくことが大事じゃないかと考えております。

この二十ミリシーベルトについては、これは基準によって、今、被災地では、一方的に引いてきたことによって、子供たち、家族がばらばらになって、コミュニティを分断されることになりました。そして、自主避難を余儀なくされている方も大勢おられ、避難しない選択、あるいはできない被災者の方も、どれが信じられる情報かが全くわからない事態に陥っています。

そもそも、二十ミリシーベルトという基準自体がどんな基準に照らしても間違っているというのが私の認識、立法者の認識であり、政府の基本認識とは相入るものではありません。また、ICRPや国内法理に照ら

しても、一ミリシーベルト以下にするのが当然のことです。

この法律を少しでもその目的に向かって運用していくように、全会派の発議者有志でこの法律のフォローアップをしてみたいです。立法者の意思は、一ミリシーベルト以下に向かって進めていくというもので、自主的に安全に近づくように施策が進むよう、この法律では、毎年見直しをしていくことが盛り込まれております。

○柿澤委員 先ほど、二十ミリシーベルトはチェルノブイリと比較して格段に高いというふうに申し上げました。先ほど来出ているチェルノブイリ法において、五ミリシーベルト以上を移住義務区域、一ミリシーベルト以上を移住権利区域としているわけです。こうした移住の権利というのを明確化して、権利を有する被災者に新しい居住地での生活再建のための十全の支援措置を国が講じていかなければならない。

今回の法律でも、私は、権利性というものがいま一つ明確ではないのではないかと思います。その意味で、まず一定の線量基準で具体的な補償を伴う移住の権利ということを法的に明確化すべきであると考えますが、復興大臣、御見解はいかがでしょうか。

○平野(達)国務大臣 まず、二十ミリシーベルトでございますけれども、二十ミリシーベルトは委員ももう十分御案内のように、このレベル以上であれば、あるいは以下であれば危険だ、安全だという値ではありませんし、いわゆる閾値ではないということでもあります。

では、二十ミリシーベルトは何かといいますと、これは、私ども政府としては、いわゆる居住や労働を続けながら、モニタリング、食品の出荷制限、健康診断などによる放射線リスクの適切な管理や、生活圏を中心とした除染などの総合的な対策によって放射線被曝を低減、回避することが想定されている地域、これはICRPの考え方に沿って、二十ミリシーベルトという、目安ということで考えているわけでありまして、

したがって、この二十ミリシーベルトというものに

つきましては、繰り返しになりますけれども、これをもって安全だ、危険だという考え方を政府は必ずしもとっているわけではないということでもあります。

それからもう一つは、二十ミリシーベルトでもって帰らない、帰らなければなりませんということも政府は想定しておりません。これは避難指示解除準備区域ということで、そこからインフラの整備をしたり、あるいはさまざまな公共施設、壊れた施設等がございますから、その復旧をしながら、最終的には、個々の地域の判断として、もっと極論しますと、個人の判断として帰るかどうかは多分決定をしていただくことになると思います。

その上で、これからさまざまな、ここから、避難区域からたくさん避難されている方々がおられますけれども、政府としてしっかりとした意向調査をしなければならぬと考えておりますが、そのときに、中にはどういう状況になったとしても移住を決意される方もおられると思います。そういった方々にどういう賠償をするかということにつきましては、これは今政府内でもいろいろ議論しておりまして、その基本方針というのを今各町村と内々に調整しております。

いずれ、この基本方針もある程度のめどが立ちましたら、しっかりと公表して、その上で住民の皆さん方としっかりと意見交換をして、それで、正すべきことは正す、修正すべきは修正するという形での賠償指針を決めていくということになるかと思います。

したがって、移住の権利というよりは、最終的にそこに戻る、戻らないということについての、国は、例えば、戻らない、戻らなければだめですよということについての強制力を持って具体的にどうこうすることは考えておりませんし、また、できないと思っております。

そういった中で、さまざまな情報提供をしながら、今避難している方々の判断に資するような情報提供をしっかりとやりながら、最終的に、地域としてあるいは町として、そして、繰り返しになりますけれども、場合によっては個人として、そういった判断をしていただくことになると思いますし、その判断した方向に従って、

国は東電とも連携して必要な支援をしっかりとやっていくということになると思います。

○柿澤委員 こういう何だかさっぱりわからないことを言って、結局、自分がどれだけ補償を受け、そして生活の再建を国に支援してもらえるのかわからないまま、一年が過ぎ、二年が過ぎていく、この現状こそが、まさに今回の議員立法を必要とした最大の背景なんですよ。

それに関して、平野復興大臣の今の御答弁は、何ら答えになっていないというふうに思います。その点、私は、ぜひ法的な権利性をここで認めて、しっかりと十全の措置を講じていく、このことを明言していただきかったですと思います。立法者の皆さんは、この気持ちを共有していただいていると思いますので、ぜひ法案成立の暁には、履行監視を政府に対して厳しく行っていただきたい、このことも期待として申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。